

長期平準定期保険と 役員退職金

— 「出口効果」の説明が提案成功のカギ —

長期平準定期保険は、保障商品的側面と金融商品的側面の
バランスに優れた保険商品です。

通増定期保険のような加入時の華々しいインパクトはありませんが、
その分、加入後のさまざまなニーズに対応できる効果が期待できますので、
「出口効果」を前面に押し出して提案することをお勧めします。

ここでは長期平準定期保険の特性を整理し、
効果的な提案書作成について解説していきます。

Part 1

長期平準定期保険の特長

ここでは長期平準定期保険の特長について簡単に確認します

長期平準定期保険の定義と経理仕訳

長期平準定期保険とは、以下の三つの条件を全て満たした定期保険を指します。

- ① 保険金額が保険期間を通じて定額
- ② 保険期間満了時の被保険者年齢が70歳超
- ③ $\{被保険者加入時年齢 + (保険期間 \times 2)\} > 105$

また、長期平準定期保険特約の取り扱いは、その保険料が主契約保険料と区分されている場合は、上記と同じ取り扱いになります。

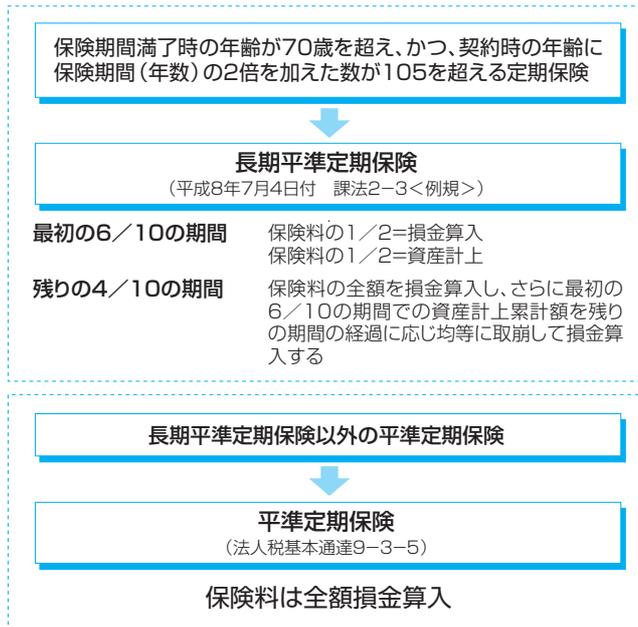
保険料の経理仕訳についても、定期保険と長期平準定期保険それぞれに分かれています (図表1)。

被保険者の年齢

一生涯に準じる長期間の保障期間を持っていますので、保障商品的側面としては加入年齢を問いませんが、金融商品的側面で効果があるのは、一般的に50歳以下の被保険者に限定されます。税効果を加味した実質返戻率が100%を

超えるのは被保険者が50歳以下である場合が多く、契約年齢が若くなるほど効果は高まります。若手の経営者、特に二代目の次期社長向けプランなどに利用することが多くなります。

図表1 法人契約における定期保険と長期平準定期保険の経理仕訳



Part 2

提案のポイントと販売話法

入口効果だけでなく、出口でさまざまな活用ができることをお知らせすること

はじめに

近年はとくに、長期平準定期保険の多様化が進んでいます。リスク細分型商品や三大疾病対応型商品などの発売に加え、解約返戻金抑制型商品を投入する保険会社も増えてきました。ここでは、一般的な長期平準定期保険の販売話法について述べていきたいと思ひます。

長期平準定期保険は、加入当初は保険料の2分の1が損

金となります。これは大変なメリットですが、逆説的に考えれば、2分の1は資産計上となります。従って、保険料全額が損金となる保険商品に比べて、顧客の「資金繰り」という要素も念頭に置いて販売しなければなりません。

さらに、保険期間・保険料払込期間が長期となるため、安定的な利益が継続的に見込めることも前提となります。資金繰りや利益にある程度余裕のある法人がターゲットとなるのではないのでしょうか。

終身保険に準じる機能を持ちながら、保険料の2分の1

が“おまけ”として損金となっているというスタンスで販売するとちょうどよいのかもしれませんが。

長期平準定期保険プランをお勧めする話法

長期平準定期保険プランをお勧めする話法は次の二つに分かれます。加入時に予想できる「入口効果」を説明する話法と、加入後のさまざまなニーズに対応する「出口効果」を説明する話法です。

入口効果を説明する話法には以下の二つがあります。

- ①長期間にわたり死亡退職金・弔慰金原資が確保でき、合わせて生存退職慰労金原資も確保できる
- ②保険料の2分の1が損金となる

一方、加入後のさまざまなニーズに対応する出口効果を説明する話法としては次の四つがあります。

- ③いざというときの資金繰りに活用できる
- ④決算対策として利用できる
- ⑤個人保障の充実を図ることができる
- ⑥死亡保険金と解約返戻金の両方を受け取れる

ただし、③～⑥の話法を行うには、以下に挙げる取扱規定が活用できる保険を前提としています。

出口効果の提案で利用する取扱規定

- (1) 契約者貸付限度
- (2) 払済保険への移行
- (3) 払済保険からの復旧
- (4) 保険期間の短縮・延長
- (5) 変換

*取扱規定は保険会社によって千差万別ですので、事前によく調べておくことをお勧めします。また、これらの取扱規定がない場合も、上記の話法に近い提案はできないが可能な限り工夫してみましょう。

話法1 長期間にわたり死亡退職金・弔慰金原資と、生存退職慰労金原資を確保できる

長期平準定期保険の保険期間満了年齢は、保険会社によって異なりますが、95歳～100歳満了が一般的ではないでしょうか。保険期間が設定されていますので、一生涯保障とはなりません、それに準じる長期保障となります。

法人契約の経営者保険プランとしては、現役期間の保障を行うことを目的としますので、そういった意味では所期の目的は達成されます。いざというとき、死亡退職金・弔慰金原資がないということはありません。

また、自動更新のない全期型定期保険となりますので、保険料が変わりません。コストの平準化という観点からも優れた保険ではないでしょうか。

* * *

被保険者年齢が50歳以下であれば、契約後数年で実質返戻率100%を超え、90歳を超えても100%以上を持続します。つまりは、プラン導入メリットが数十年間継続する優れた保険商品です。その間、いつ退職をしても生存退職慰労金原資として利用できます。

オーナー経営者の退職時期ほど読みにくいものはありませんが、選択時期が長期にわたるため、ほとんどのケースで対応できます。

また、保険期間が長期間にわたるため、1回あたりの保

図表2 解約返戻金のモデルケース

経過年数	年齢	死亡退職金原資	生存退職慰労金原資
5年	45歳	30,000万円	2,544万円
10年	50歳	30,000万円	5,418万円
15年	55歳	30,000万円	8,334万円
20年	60歳	30,000万円	11,310万円
25年	65歳	30,000万円	14,367万円
30年	70歳	30,000万円	17,409万円
35年	75歳	30,000万円	20,247万円
40年	80歳	30,000万円	22,701万円
45年	85歳	30,000万円	24,639万円
50年	90歳	30,000万円	25,968万円
55年	95歳	30,000万円	25,569万円

険料は少額でも、数十年後にはかなりまとまった解約返戻金となります。月払10万円でも40年間保険料を払い込めば累計保険料は4,800万円となります。返戻率が90%とすると、4,320万円の解約返戻金となり、退職金原資としては十分な金額となります。

実際の提案時には、解約返戻金推移をはっきりと提示することをお勧めします。お客さまに退職金額のイメージを持っていただくことは、提案を進める上で非常に重要な要素となります(図表2)。

話法例

長期間にわたり死亡退職金・弔慰金原資が確保でき、合わせて生存退職慰労金原資も確保できる

「いざというとき、社長の死亡退職金原資がなかったでは困ります。現役時代のほとんどの期間をカバーできる死亡保障が必要です」

「保険料は保険期間満了まで変わらず、一定のコストとして計算できます」

「社長の勇退時に役員退職金原資がなければ、満足な退職金は受け取れません」

「少額でもコツコツと長期間にわたり保険料を支払えば、まとまった金額を用意することができます。早く始めた方が有利です」

「高い返戻率が長期間続くため、退職時期が早まる、遅くなるという事情にも十分対応できます」

話法2 保険料の2分の1が損金となる

長期平準定期保険の保険料経理仕訳は、保険期間の6/10は2分の1損金算入、2分の1資産計上となります。残りの4/10の期間は保険料全額を損金算入するとともに6/10の期間に計上した資産計上累計額を年度按分して取り崩していきます（P.5図表1）

支払う保険料の2分の1が損金となるということは、二つのメリット（入口効果と出口効果）が発生します。

入口効果としては、保険料損金による利益の圧縮が可能となり、法人税軽減効果が期待できます。さらに解約返戻金が発生することから、利益の繰り延べ効果も生まれます。

出口効果としては、退職の発生する年度に保険契約を解約することより、発生する雑収入が上げられます。退職金は損金となり、決算へ多大な影響が予想されますが、解約に伴う雑収入がその影響を減殺します（図表3）。

図表3 出口効果のイメージ図



話法例

保険料の2分の1が損金となる

「長期平準定期保険は、終身保険に準じる保険期間・返戻率がありながら保険料の2分の1が損金となります。法人税軽減効果・利益の繰り延べ効果が期待できます」

「退職時に保険を解約すると雑収入が生まれ、退職金損金と相殺することによって、決算への退職金損金の影響を限定的にする効果があります。退職時の決算にやさしいプランとなります」

話法3 いざというときの資金繰りに活用できる

オーナー経営者の中には、「プランとしては魅力的だが、途中で保険料支払が負担になったら、どうしよう」と考える方がけっこういます。生命保険の機能に自動振替貸付と契約者貸付がありますので、必要に応じて説明してみましょう。

自動振替貸付を利用することによって、保険料を支払わなくても保険契約を継続することが可能となり、保険料損金も発生します。

契約者貸付は保険料のみならず、一般の資金繰りにも利用できます。突発的な資金需要にも十分対応できる仕組みを有している点が特長です（図表4）。

図表4 契約者貸付のモデルケース

経過年数	年齢	解約返戻金	契約者貸付限度額
5年	45歳	2,544万円	2,035万円
10年	50歳	5,418万円	4,334万円
15年	55歳	8,334万円	6,667万円
20年	60歳	11,310万円	9,048万円
25年	65歳	14,367万円	11,493万円
30年	70歳	17,409万円	13,927万円
35年	75歳	20,247万円	16,197万円
40年	80歳	22,701万円	18,160万円
45年	85歳	24,639万円	19,711万円
50年	90歳	25,968万円	20,774万円
55年	95歳	25,569万円	20,455万円

*解約返戻金の所定の範囲内で貸付を受けることができる。
このケースでは、解約返戻金の80%が契約者貸付限度額となる。